

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主、投資家、顧客、従業員等すべてのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することにより、中長期的な企業価値の向上を図っていくことを経営の基本方針のひとつとしております。この方針に従い、当社グループでは、経営の意思決定及び業務執行の迅速化並びに監視体制の充実を両立させ、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

なお、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページに公表しております。

(「コーポレートガバナンス・ガイドライン」<http://www.maxell.co.jp/ir/governance/>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 2 - 1. 中長期的な業績連動報酬】

当社は、現在中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能する制度の構築について、現在、検討を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、上場株式の政策保有に関する方針を次のとおり定め、当社が保有する政策保有株式については当該方針に則り取り扱います。

- (1) 政策保有株式は、取引関係の維持及び強化による中長期的な企業価値の向上を目的として保有します。
- (2) 取締役会において、主要な政策保有株式の保有目的、中長期的な経済合理性及び将来の見通し等について定期的に検証を行い、売却を含めて適宜見直しを実施します。
- (3) 政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該企業及び当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するか否かを総合的に考慮のうえ、適切に行います。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、当社と取締役その他関連当事者との間で競業取引及び利益相反取引を行う場合には、あらかじめ取締役会での承認を要することとしております。また、関連当事者間の取引について、定期的に取締役会に報告し、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って、開示するものとしております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

- (1) 会社のめざすところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社の経営理念、経営戦略及び経営計画は、有価証券報告書に加え、統合報告書や当社ホームページに掲載しております。
- (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。
- (3) 取締役の報酬決定の方針と手続
当社の取締役の報酬を決定するに当たっての基本的な考え方及び手続は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。
- (4) 取締役候補の指名の方針と手続
当社の取締役候補者の指名を行うに当たっての方針及び手続は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。
- (5) 取締役候補の個々の選任・指名についての説明
当社の取締役候補者の選任及び指名の説明については、株主総会招集通知に個々の略歴及び選任理由を記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、法令及び定款に定める事項のほか、取締役会が意思決定を行うべき事項を「取締役会規則」において定めております。また、取締役会が意思決定を行う事項以外の業務執行上の重要な事項については、「経営会議規則」に基づき、取締役社長の諮問機関である経営会議で審議を行っております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に定める方針に基づき、複数の独立社外取締役を選任しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性判断基準等を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じない者を独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4 - 11 - 1. 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模】

当社の取締役会は、経営上の重要な意思決定及び監督機能を効果的に発揮するために、取締役会全体として多様な知見、経験及び専門性等のバランスを考慮した適切な体制を構築しております。また、独立社外取締役を選任し、取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を述べることにより、経営の監督体制を確保します。

取締役の選任に関する方針及び手続は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 2 . 取締役の他の上場会社の役員兼任】

当社の取締役は、その役割及び責務を適切に果たすために必要となる時間及び労力を確保するため、当社以外に4社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任しないものとします。

【補充原則4 - 11 - 3 . 取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会の実効性を一層向上させることを目的として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、各取締役の自己評価に基づく取締役会による取締役会全体の実効性についての分析及び評価の実施について定め、平成27年度より実施し、その結果の概要を開示しております。

【補充原則4 - 14 - 2 . 取締役に対する研修の方針】

当社は、就任時及び就任以降も取締役がその役割及び責務を適切に遂行するために必要な情報提供及び研修を継続的に実施しております。具体的には、取締役に対しては、就任時に事業概要等を説明し、また、定期的に外部講師等によるコンプライアンス講演会を実施しております。さらに、重要な法改正等の機会には適宜、情報提供及び研修を行っております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進し、これにより当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との対話に関する基本方針を定め、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日立製作所	7,797,100	14.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6,150,790	11.53
MSIP CLIENT SECURITIES	2,577,548	4.83
日亜化学工業株式会社	2,001,600	3.75
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,718,300	3.22
タイヨー ハネイ ファンド エルピー	1,642,900	3.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,468,200	2.75
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	1,371,358	2.57
日本ゼオン株式会社	1,311,700	2.46
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ	1,169,129	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 平成28年8月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー並びにその共同保有者であるタイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー、タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー、タイヨウ・マキ・ジーピー・エルティディー及びタイヨウ・ヒナタ・ジーピー・エルエルシーが平成28年8月18日現在で合計4,380,900株(8.21%)の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 平成28年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が平成28年10月31日現在で合計1,829,300株(3.43%)の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
紀平 浩二	他の会社の出身者													
北尾 渉	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
紀平 浩二			社外取締役の紀平浩二は、当社の取引先である宇部興産株式会社の役員でありました。当社と宇部興産株式会社との間の営業取引は、当社の年間売上高の1%未満(直前事業年度実績)であります。	宇部興産株式会社において機能性材料事業管掌役員を歴任するなど、当社と密接な関係を有する事業領域における豊富な経験と知見を活かして当社の監査・監督体制を強化することを期待したためであります。
北尾 渉			社外取締役の北尾 渉は、当社の取引先である日東電工株式会社の役員でありました。当社と日東電工株式会社との間の営業取引は、当社の年間売上高の1%未満(直前事業年度実績)であります。	日東電工株式会社及びそのグループ会社において経営戦略部門の管掌役員等を歴任しており、これらの豊富な経験と知見を活かして当社の監査・監督体制を強化することを期待したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助する使用人を内部監査部門である監査室に1名置いております。当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課に関する査定・賞罰・懲戒等については監査等委員会の事前の同意を要するものとしております。また、当該使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、業務執行取締役及び他の使用人の指揮・命令は受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、財務報告の信頼性を確保するために、会計監査人を監督しております。また、会計監査人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するために、「監査等委員会による会計監査人の監査計画の事前承認」「監査等委員会による会計監査人の報酬の同意」「監査等委員会による会計監査人への非監査業務の事前承認」を実施することとしております。

監査等委員会は会計監査人より、監査の方法や結果について定期的に詳細な報告や説明を受けております。

監査等委員会は、内部監査部門である監査室が実施した内部監査の結果など定期業務報告会を通じて報告を受けております。

内部監査については、社長直轄の監査室を設置しており、4名で構成されております。監査室では、業務遂行の効率性及びコンプライアンスを確保するため、業務運営の状況を把握し、その改善を図るために当社各部門及びグループ会社の業務の適法性、妥当性について内部監査を実施しております。内部監査の結果については、定期的に取締役社長への報告を行うとともに、指摘事項の是正状況の確認を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、取締役の指名及び報酬等に関する事項の決定における客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能の実効性の向上を図ることを目的として取締役会の諮問機関として設置しており、委員の過半数は独立社外取締役で構成し、議長は独立社外取締役が務めることとしております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員につきましては全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、基本報酬及び業績連動型報酬で構成し、監査等委員である取締役の報酬等は、基本報酬で構成しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、役員区分ごとにそれぞれの報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会事務局が事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて事前に議案の内容について説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)は定款で15名以内と定めており、本書提出日における員数は4名であります。

また、監査等委員である取締役は定款で4名以内と定めており、本書提出日における員数は3名であり、うち2名は社外取締役であります。

(1) 取締役会について

取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、事業計画、組織等経営上の重要な事項をすべて審議、意思決定するとともに、グループ各社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っています。

(2) 監査等委員会について

監査等委員会は、取締役の職務の執行をはじめ、内部統制システムの整備状況、グループ経営に関わる全般の職務執行状況について監査を実施しています。

監査等委員会には常勤監査等委員を置き、また、監査等委員は必要に応じて主要な社内会議に出席し情報を収集するなど監査等委員会の監査の実効性を確保しております。

(3) 会計監査人について

会計監査人は新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しており、会計及び会計に係る内部統制の適正及び適法性について第三者としての視点より助言・指導を受けています。

(4) 内部監査について

内部監査部門として監査室を設置しており、本書提出日における監査室の員数は4名であります。監査室は当社及びグループ各社の監査を実施し、業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めています。

(5) その他の会議体について

- a. 取締役社長の諮問機関として経営会議を設置し、取締役会から取締役社長に決定の権限が委任された重要事項について審議を行い、的確な意思決定を可能とする体制を確保しております。
- b. 取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬等に関する事項の決定についての客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能の実効性の向上を図っております。
- c. 内部統制の運営方針決定と有効性評価を行う機関として「インターナルコントロール委員会」を設置し、実効性ある内部統制の体制を構築しております。

(6) 当社との責任限定契約について

当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度額とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図ることが当社にとって最適であると判断し、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日以前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催日を設定しております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主の議決権行使に資するため招集通知の英文での提供を行っております。
その他	招集通知等を発送日以前に当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を年2回程度実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリストや機関投資家を対象とした決算説明会を4回実施しており、そのうち2回は報道関係者も対象としております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国、欧州、アジアの投資家訪問を年4回程度実施しております。また国内でも証券会社主催の海外投資家向けカンファレンスに参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(株主・投資家向け情報)において、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門としてブランド戦略統括本部コーポレートコミュニケーション部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、投資家、顧客、従業員などの全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することにより、企業価値向上を図っていくことを、会社の経営の基本方針の一つとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「日立マクセルグループ行動規範」において環境への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し地球保護のため、自主的、積極的に行動すると定めております。また、統合報告書を発行し、ホームページにおいても開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「日立マクセルグループ行動規範」において、広く社会とコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する取締役会決議の概要は次のとおりです。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「日立マクセルグループ企業行動基準」、「日立マクセルグループ行動規範」を制定し、当社及びその子会社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守する行動を取るための規範と定め、その啓発教育を徹底する。
 - b. 子会社を含めた内部統制システムの構築とその厳格運用により、当社及びその子会社の取締役及び使用人の法令及び定款違反の未然防止に努める。
 - c. 内部監査担当部門による内部監査により、当社及びその子会社の取締役及び使用人の法令及び定款違反を監視する。
 - d. コンプライアスマネジメント委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス強化のための体制を整備する。
 - e. 「日立マクセルグループ行動規範」に則り、暴力団などの反社会的勢力とは取引関係を含めた一切の関係を遮断するとともに、不当・不法な要求には一切応じないこととする。
 - f. 財務報告が法令等に従って適正に作成されるため、業務規則及び業務プロセスを整備するとともに、その運用状況を内部監査担当部門、監査等委員会及び会計監査人が検証する。
 - g. 社内及び社外を窓口とする内部通報制度を設置し、法令及び定款違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には速やかに是正措置を講じ、再発防止策を策定・実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は職務の決定・執行に係る主要関連情報を、文書保存規則に則り文書で保存し、重要な営業秘密、個人情報等法令等で保管・管理が要請される情報については情報セキュリティマネジメント総則に則り取り扱わなければならない。
- (3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規則その他の体制
取締役社長は当社及びその子会社からなる企業集団の損失の危険の管理全般に関する最終責任を有し、当社のリスク管理活動全般を統括指揮する。
 - a. リスク管理規則を定めるとともに、リスク管理委員会を設置し、当社グループの横断的なリスク管理体制を整備する。
 - b. リスクが実現化し、当社に重大な損失の発生が予測される場合を想定し、損害を最小限にとどめるために、取締役社長を責任者とする対策本部、緊急時の連絡網、その他の情報伝達網、業務の継続に関する方針等を予め整備する。
- (4) 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は以下の経営管理システムを用いて、当社及びその子会社の取締役の職務の執行を継続的に管理する。
 - a. 連結経営の基本方針
当社は、業績・効率両面で連結経営価値の最大化に努めること、自主独立・自主経営を尊重すること、当社グループ内の取引を公正な市価をベースとして行うこと等を内容とした連結経営の基本方針を策定し、連結経営効率の向上に努める。
 - b. 予算・業績管理
中期経営計画、年度予算制度に基づき、明確な目標付与、独立採算制の徹底を通じて子会社を含む当社グループ全体の業績管理を行う。
 - c. 役員の派遣
子会社に対して取締役、監査役を派遣し、日常の経営指導に当たるとともに、当社の監査等委員会、内部監査担当部門により、法令及び定款の遵守状況等のモニタリングを実施する。また、子会社において法令及び定款違反その他著しい損害が生じる事態が発生した場合に、適時かつ適切にその状況を把握できる情報伝達体制を構築する。
- (5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は子会社に対して「関連会社等管理運営規則」に基づき、経営の重要な事項について当社の承認または報告を求めるとともに、当社の管掌事業部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受けるものとする。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査等委員会がその職務を遂行する上で、監査等委員会を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。
 - b. 監査等委員会を補助すべき使用人の人事異動、人事考課に関する査定・賞罰・懲戒等については監査等委員会の事前の同意を要するものとする。
 - c. 監査等委員会はその職務を補助させるため、監査等委員会を補助すべき使用人に対して指揮・命令を行うことができ、当該指揮・命令については取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び他の使用人の指揮・命令は受けないこととする。
- (7) 当社及びその子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 監査等委員会が策定する監査計画に従い業務報告会を開催し、当社及びその子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等に対して所定の事項につき報告を求めることができる。重要かつ緊急を要する事項の場合はその都度、直ちに報告を行わなければならない。
 - b. 監査等委員会への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いも行わないものとする。
- (8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員会の監査が実効的に行われるため常勤の監査等委員を置く。
 - b. 監査等委員は必要に応じ、経営会議等主要な社内会議に出席し、情報を収集することができる。
 - c. 監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
 - d. 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人等と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「日立マクセルグループ行動規範」において、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取組んでおります。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力に対する行動指針を示した「日立マクセルグループ行動規範」を含む「コンプライアンス・ハンドブック」を全従業員に配布するなど周知するとともに、経営戦略部を対応部署として設置し、不当要求防止責任者を選任しております。

また、顧問弁護士や社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの外部機関と連携し社内体制の整備を行うと同時に、社員への啓発活動に取組んでおります。

(3) 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み

当社の会計システムに支払先として登録される全ての新規取引先並びに全ての書籍購入、定期購読及び加入団体について審査の対象といたしております。なお、原則全ての継続的取引は会計システムに登録されることとなっております。

具体的な審査方法としては、まず、取引開始時に実際の取引を行う部門の担当者が社内の判断基準に則り審査を行い、その結果について部門の取引について検証を行うため組織された部門自己検証委員会の承認を得る。疑義のある取引及び部門自己検証委員会で判断不能な案件については、全社自己検証委員会が判断を行う。全社自己検証委員会及び部門の自己検証委員会には、総務、経理、調達、法務などの知見を持つメンバーを選任し、前記の判断に当たっている。判断基準は上場会社や官公庁など全社自己検証委員会が定めた基準への該否判定をもって行い、基準に該当しないものは記事検索の結果、登記簿謄本の内容、訪問時の印象などを総合的に勘案して判断を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に従い、体制の充実・透明性の確保に努めてまいります。

【適時開示体制の整備に向けた取り組み】

当社グループでは、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。また、当社グループを取り巻く多様なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるために、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、さまざまなコミュニケーションを通じてステークホルダーへの責任ある対応を行うことを方針と定めています。収集された情報は、逐次、情報開示取扱責任者に集められ、所要の検討・手続きを経たうえで公表すべき情報は、適時に公表されることとされております。

また、社員に対する周知・啓発については、経営者のディスクロージャーへの取り組み方針や、開示情報の項目などについては、インサイダー取引防止策とともに、日常の社長訓示、階層別研修会などで随時教育しております。

株主が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保の状況については、当社ホームページに役員体制や事業戦略などの情報を随時掲載、証券取引所の適時開示に係る規則などに基づく適時開示に加え、ウェブサイト上でのIRなどを通じて、積極的に情報を発信し、事業内容やビジネスモデルの分かりやすい説明を行うなど、情報開示及びIR活動にも積極的に取り組んでおります。

